# 平成24年度 清須市地域防災計画改正のポイント

#### ◎地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている(災害対策基本法第42条)。また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている(災害対策基本法第16条)。

## ◎主な修正事項

# 〇県外の原子力発電所又は原子炉施設の安全確保に係る情報連絡体制の追加

愛知県と、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構は、平成24年3月に福井県に立地する原子力発電所等の安全確保に係る情報連絡体制の確立について合意に達したので、その内容を反映させ、追加する。(新旧対照表P14)

# 〇防災基本計画の修正を踏まえた修正

中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する 専門調査会の最終報告が出されたことにより、提言内容の具体化を行うため国 が防災基本計画を修正したことに伴い、必要な修正を行う。

#### 「避難者·災害時要援護者対策」(新旧対照表 P 6)

- 第 2 章 風水害等災害·地震災害予防計画
- 第12節 災害時要援護者等の安全環境整備 基本方針

「<u>また、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図ることにより総合的に避難誘導体制の整備</u>を行う。」

# 「水・食品・生活必需品等の供給」(新旧対照表 P 9)

- 第3章 風水害等災害応急対策計画
- 第12節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

「<u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏ま</u> <u>え、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には</u> <u>扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮す</u> るものとする。」 資料1-1

「民生安定のための緊急措置」(新旧対照表 P 1 9)

第7章 風水害等災害·地震災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

「<u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入</u>等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。」

## 〇東日本大震災を踏まえた修正

東日本大震災を踏まえ、現在までに各機関が進めてきた対策の見直し等を反映させ、必要な修正を行う。

#### 「住宅対策」(新旧対照表P20)

第7章 風水害等災害·地震災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

第1 被災者の生活確保

8 災害公営住宅の建設

「<u>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</u>」

9 被災住宅等の復旧相談

「被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。」

#### 「震災復興都市計画の決定手続き」(新旧対照表P21)

第3節 震災復興都市計画の決定手続き 基本的な考え方

「地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。(手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。)」